入　　札　　心　　得

１　地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程、設計図書、仕様書、契約書案、図面等を熟知のうえ入札すること。

２　入札書は、所要の事項を明記のうえ押印し、所定の日時までに提出すること。

３　入札書を訂正したときは、当該訂正個所に押印すること。

４　代理人による入札参加者は、その委任状を提出すること。

５　次の各号の一に該当する入札は無効とする。
（１）競争に参加する資格を有しない者のした入札
（２）委任状を持参しない代理人のした入札
（３）記名押印を欠く入札
（４）金額を訂正した入札
（５）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（６）明らかに連合によると認められる入札
（７）同一条件の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
（８）その他入札に関する条件に違反した入札

６　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は入札書に消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

７　入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

８　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

９　落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10　契約書は、落札の通知を受けた日から７日以内に提出すること。

11　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときには、落札はその効力を失う。

12　入札をした者は、入札後、入札心得、設計図書、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。